

重 要

2024年（令和6年）12月

東京三弁護士会登録予定者各位

東京弁護士会
会 長 上 田 智 司
第一東京弁護士会
会 長 市 川 正 司
第二東京弁護士会
会 長 日 下 部 真 治

東京三弁護士会新規登録弁護士研修のご案内

【新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的】

東京三弁護士会では、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に基づき、新規登録弁護士研修を実施しています。本研修は、登録1年未満の弁護士に対し、弁護士自治・会務活動等を中心とした弁護士制度に関する研修並びに実務研修を含めた民事及び刑事双方に関する研修を組織的に行うことにより、弁護士としての使命を自覚させ、かつ、実務家としての弁護士が最低限必要とする基本的な知識及び能力を具備させることを目的として実施するものです。

【新規登録弁護士研修の概要】

研修内容の細目については三つの弁護士会の間で若干の差異はありますが、**履修が会則上の義務とされている点（不履行の場合には懲戒対象となることがあります）、新規登録弁護士を雇用等する弁護士にも研修協力義務を課している点などの骨格において共通しています。**

東京三弁護士会が本年度実施予定の研修の概要やスケジュール等の詳細は、本書面に添付されている各会の説明資料をご参照ください。

【雇用弁護士の届出】

東京三弁護士会への入会申込の際には、新規登録弁護士を雇用等する弁護士から「新規登録弁護士研修協力届出書」を新規登録弁護士を通して提出していただきます。「新規登録弁護士研修協力届出書」は、新規登録弁護士研修への協力義務を負うべき弁護士を特定するための資料として提出を求めるもので、登録先事務所との契約関係に関わらず新規登録弁護士に対して時間管理や事件配点等の面で実質的な指導監督を行いうる弁護士1名を届け出ていただきます。（いわゆる即独の場合には不要です。）

「新規登録弁護士研修協力届出書」の用紙と登録事務所宛の協力依頼書（説明書）を同封いたしました。新規登録弁護士（予定者）において事前に当該用紙に雇用等

する弁護士の署名捺印を貰ったうえ、入会申込の際に新規登録弁護士自身が各会に提出してください。

なお、登録後直ちに組織内弁護士となる方については、雇用等する弁護士名義の「新規登録弁護士研修協力届出書」に代えて、「新規登録弁護士研修協力確認書」（企業内弁護士用）をご提出ください。また、法テラスに入所しスタッフ弁護士となる方については「新規登録弁護士研修協力確認書」（法テラス用）をご提出ください。その他、ご不明な点は登録予定会の事務局にお問い合わせください。

【その他】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、研修内容の変更等が生じる可能性があります。予めご承知おきいただきますようお願いいたします。

以上

【添付資料】

1. 登録予定会の研修概要及びスケジュール
2. 新規登録弁護士研修協力届出書または新規登録弁護士研修協力確認書